平成２１年（フ）第１７７号
新潟県新発田市大栄町５丁目７番20号　モンパレス第４－１　103
債務者　浅井　　清
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第２０１４号
京都市南区上鳥羽南花名町36番地　ワインハイツ水仙302号
債務者　平井　翔太
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０７７号
京都市北区小山西元町25番地
債務者　廣田　公子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１９９号
京都府宇治市大久保町大竹１番地の２　北岡荘
債務者　常盤　悦子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０４号
京都市山科区竹鼻外田町14番地３　エクセル竹鼻302
債務者　新宮工務店こと　新宮　孝志
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７４号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地の８　向島団地６－１棟515号
債務者　仁井　政治
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７５号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地の８　向島団地６－１棟515号
債務者　仁井　美恵
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２７号
京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町78番地　四条大宮シャトー朝日408号室
債務者　香川紀句乃
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４８９号
京都市山科区椥辻草海道町10番地１　シャレー山科406号
債務者　山上　典子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
兵庫県小野市中町245番地の８
債務者　ブランジェリー・ファミーユこと　高瀬　弘一
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１号
京都市山科区西野山中臣町75番地４
債務者　内藤ケンペットこと　ＭＡＮＩＳＥＮＧ　ＫＨＥＭＰＨＥＴ
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
京都市北区紫野中柏野町21番地
債務者　宮川　光一
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町473番地　浅井ビル403号
債務者　安部　裕一
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
兵庫県小野市中町245番地の８
債務者　ブランジェリー・ファミーユこと　高瀬　弘一
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第４号
兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋449番地８、住民票上の住所兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋449番地３
債務者　吉田刺繍こと　吉田　順三
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５３４号
香川県高松市木太町1174番地３ぐりーん木太ハイツ303号
債務者　西山　知里
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５７２号
香川県高松市藤塚町１丁目１番１号
債務者　市原　敏全
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１号
香川県綾歌郡綾川町滝宮649番地３
債務者　苧坂　恭成
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで　高松地方裁判所破産・再生係